

造林補助事業の実施について

〔森整第645号〕
〔平成12年5月31日〕
最終改正 〔森整第31号〕
〔令和5年4月6日〕

造林事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「要領」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「運用」という。）によるほか、次により実施するものとする。

なお、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）の別紙6の第2の2の共生環境整備事業については、別紙1の事業細目読替表により、この規定を準用するものとする。

1 生物多様性の保全に配慮した森林の整備

本道の森林生態系の生産力の範囲内で適切な伐採や更新等を図り、多様で豊かな森林を造成・育成し、森林資源の循環利用を推進するため、植栽木の健全性や事業の効率性を損なわない範囲で、次のとおり森林整備事業を進めるものとする。

なお、次の事項以外のものについても、「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」（北海道（平成24年1月）作成）を参考に森林整備事業を進めるものとする。

- (1) 植栽に当たっては、適地適木を旨とし、広葉樹の植栽については、原則として道内産種子から育成した郷土種の苗木を使用するとともに、周辺天然林等の樹種構成や樹種特性を考慮した苗木を選定し、地域固有の生物多様性の保全に配慮するものとする。
- (2) 下刈りに当たっては、植栽木の生長を妨げない置き幅等に侵入した広葉樹等については、刈り払わずに保残するものとする。

また、袖群落（植栽地周辺の藪を含む）は鳥類等の生息場所として重要であることから、残置するものとする。

- (3) 間伐等に当たっては、植栽木の生長を妨げない下層に侵入した広葉樹等については保残し、植栽木と一体的に整備するものとする。

また、長伐期化による高齢級人工林への誘導にあたっては、侵入広葉樹を保残し間伐等の抜き伐りを繰り返すことにより、多段階・多樹種からなる林分構成となるよう配慮するものとする。

なお、枯損木や幹折れ木、樹洞木（その周辺林分も含む）は、野生動物等の採餌木等となることから、保残に努めるものとする（ただし、労働安全上危険となる枯損木等は保残の対象外）。

- (4) 更新伐に当たっては、伐採後に植栽を予定しているものについては、森林生態系への影響を低減するため、森林の連続性を確保しながら小面積での伐採（概ね3ヘクタール以下の伐採や帯状・モザイク状等）に努めるものとする。

また、伐採後に天然更新を期待するものについては、母樹が適切に配置されるよう配慮するも

のとする。

なお、野生動物の給餌木等となる枯損木や幹折れ木、樹洞木（その周辺林分も含む）については、その保残に努めるものとする（ただし、労働安全上危険となる枯損木等は保残の対象外）。

- (5) 事業施行地に希少野生生物が生息・生育していることが判明した場合は、道の関係機関や専門家等と協議しながら事業を進めるものとする。

2 人工造林について

- (1) 補助対象樹種及び樹種対象地域は要領及び別に定める樹種規定により、植栽本数は一部の樹種を除きヘクタール当たり1,500本以上とし、補助対象は3,000本を上限とする。
- (2) 人工造林にあつては全刈を基本とし、樹下植栽又は乾燥や霜害の予防が必要な環境条件等を理由に施業方法に配慮が必要な場合には、条刈地拵えや坪刈等その他の地拵えにより適時実施するものとする。
- (3) 伐採木、枝条等は、植付けの支障とならないよう整理し、沢地や道路周辺に放置しないものとする。特に野ねずみによる被害が多発している地域にあつては、被害防止の観点から枝条等は、粉碎や林外搬出に努めるものとする。
- (4) 補助対象は、要領第1及び運用の1に定めるほか、次によるものとする。

- ① 造林地は、幅2メートル以上、2列植以上のもの。
- ② 地拵区分の定義

| 区 分 | 施業区域に対する刈払（押）率 |
|--------|----------------|
| 全 刈（押） | 100パーセント |
| 条 刈（押） | おおむね50パーセント以上 |
| そ の 他 | おおむね30パーセント以上 |

- ③ 防鼠溝は、1ヘクタール当り50メートル以上、幅及び深さがそれぞれ30センチメートル以上とし、墜落罐又はこれに準ずるものが概ね25メートル毎に1つ設置されたもの。
- ④ 新植と併せて行う排水溝は、幅30センチメートル以上、深さ40センチメートル以上、1施行地50メートル以上設置されたもの。ただし、水田跡地以外に排水溝を設置する場合は、必要性を明確に説明できるようにしておくこと。
- (5) 裸苗とコンテナ苗の混植は、実施しないものとする。
- (6) 気象害あるいは野ねずみ等の獣害などにより枯損した森林を復旧する場合は、別に定める森林被害報告があつたもので、次に基づき実施することができるものとする。
- ① 「改植」は、枯損率が被害区域面積の51パーセント以上発生したものに限り実施することができる。ただし、獣害にあつては周辺被害状況を勘案し、原則、必要に応じた被害対策を講じたものに限る。
- ② 「補植」は、運用1の(1)のクに基づき、1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率が被害区域面積のおおむね30パーセント以上発生した場合に限る。

【定義】

改植：一定の植栽密度となるよう枯損を免れた植栽木を活かしつつ改めて植栽

補植：一定の植栽密度を保つための補充的植栽

3 低質林等における前生樹の伐倒、除去（特殊地拵）について

要領第1の1の(1)のア、同2の(1)のアの(ア)の低質林等における前生樹の伐倒、除去について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 前生樹の伐倒・除去には、植付け、下刈に支障のない程度に筋置きしたものを含む。
- (2) 運用の1の(1)のエの(イ)の気象害等により被災した森林については、「気象災害等により被災した森林の復旧について」（平成27年3月3日付け森整第1090号水産林務部林務局森林整備課長通知）に基づく復旧計画を作成した森林において、公共性、公益性の観点から被害木の伐倒、除去及び搬出集積を行うことができる。
- (3) 蓄積は、原則として森林調査簿によること。
- (4) 森林調査簿と現況が異なる場合は、計画照査により、あらかじめ森林調査簿の修正を行うこと。
- (5) 地形の状況等に応じて、沢部、尾根部等に森林を残すよう配慮すること。
- (6) 北海道胆振東部地震に係る特殊地拵については、次の事項を考慮して、必要に応じて実施すること。
 - ① 搬出材積は、被害地から搬出された素材材積とする。
 - ② 被害地で発生した末木枝条等を搬出材積に含める場合は、「枝葉及び追い上げ材等の形状が不揃いな木質バイオマスの材積の換算率について」（平成27年2月16日付け林業木材第1329号水産林務部林務局林業木材課長通知）に基づくものとする。
 - ③ 排水溝設置及び敷均しを併せて行えるものとする。
 - ④ 排水溝設置は、幅30センチメートル以上、深さ50センチメートル以上とする。
 - ⑤ 敷均しは、被害木の伐倒、除去後、30センチメートル以上の客土を行うものとする。

4 下刈りについて

(1) 下刈りは、別紙2「下刈りの実施判断の基準」を基に必要性を十分に確認した上で、植栽木等の生育環境を良好にするために実施するものとする。

(2) 下刈り区分の定義

| 区 分 | 施業区域に対する刈払率 |
|-----|---------------|
| 全 刈 | 100パーセント |
| 条 刈 | おおむね50パーセント以上 |
| その他 | おおむね30パーセント以上 |

5 倒木起こしについて

(1) 施行地の選定

次に掲げる条件を全て満たしている人工林において実施するものとする。

- ① 生立木及び倒木起こし本数の合計が1齢級においては、ヘクタール当たり概ね1,500本以上、2齢級においては、ヘクタール当たり概ね1,000本以上になる林分であること。
- ② 倒木起こし本数は、被害により倒伏した本数を原則とするが、幹折れ等により除伐するものを除く。

(2) 施行方法

- ① 原則として縄、テープ及び杭などの資材を使用するとともに根踏みを行うこと。

- ② 縄、テープを使用する場合、幹の損傷をさけるよう留意すること。
- ③ 原則被害当年に行い、早期回復に努めること。

6 固定標準地の設定について

- (1) 除伐、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、特殊地拵、倒木起こしで伐採率及び実施率並びに胸高直径の確認が必要な事業については、事業着手以前に固定標準地を設定し、内容を調査のうえ、標準地野帳を作成し保管すること。
- (2) 固定標準地は、原則、林相の異なる区域ごとに1箇所当たり20メートル×20メートル以上の規模で設定するとともに、外周の四隅を標識テープ等により明示すること。

なお、同一の林相であっても、固定標準地は、精度の向上を図るため、次の基準に応じた箇所数以上を設定すること。

| 施行地面積規模 | 設定箇所数 |
|------------------|-------|
| 3ヘクタール未満 | 1箇所以上 |
| 3ヘクタール～10ヘクタール未満 | 2箇所以上 |
| 10ヘクタール以上 | 3箇所以上 |

7 伐木について

除伐、保育間伐、間伐、更新伐などの伐木作業については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要領第1の1の(3)の間伐、更新伐についての補助金の交付申請ごととは、1事業主体が、1申請期日に申請する、森林経営計画の対象区域内の施行地のまとまり又は特定間伐等促進計画の対象区域内の施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）をいう。
- (2) 間伐、更新伐にあたっては、1事業主体が、複数の申請単位をまとめ、一括して交付申請できるものとする。

この場合、申請単位に事業実績書を別様とする。

- (3) 別に定める間伐材等搬出材積集計表については、(1)の申請単位ごとに作成するものとし、運用6の(6)のイの査定単位ごとに別行または小計を設ける。

なお、搬出材積の根拠書類（現地材積野帳、納品伝票等）が複数の査定単位を含む場合については、それぞれの査定単位ごとの内訳が分かる根拠書類を添付すること。

- (4) 間伐及び更新伐について運用6の(2)のイの(イ)に基づき、事業主体A社が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と他の事業主体B社から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う場合の、水林第1号様式の申請者名については事業主体A社のみの記載とする。

この場合、事業実績書において自らが実施した事業と委任を受けて行う交付申請に係る事業を、明確に区分できるようにしておくこと。

- (5) 搬出材積は、不良木及び不用木を問わず搬出された素材材積とする。

なお、林地未利用材の有効活用の促進を図るために枝葉や追い上げ材等を搬出材積に含める場合は、3の(6)の②の通知に基づくものとする。ただし、末木枝条等の搬出材積に占める割合は、2割を上回らないものとする。

- (6) 伐採木、枝条等を、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分配慮すること。

(7) 伐採木の枝払い、玉切り等については、次の事項を考慮して、必要に応じて実施すること。

- ① 病害虫の発生のおそれの有無（特に、直径 10 センチメートル以上のものについては虫害の発生防止に留意した作業を行うものとする。なお、ここでいう直径とは、玉切りする元口の直径とする。）
- ② 労務者の伐木作業上の支障（危険性）の有無
- ③ 伐倒木の早期乾燥・自然還元の達成の可否

(8) 補助対象要件となっている伐採率にカウントする基準

| | |
|---|---|
| 共 通 事 項 | <p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主林木とは、育成しようとする樹木である。 ・副林木とは、主林木以外の樹木である。 <ul style="list-style-type: none"> ● 不良木とは、主林木の一部の樹木である。 ● 不用木とは、副林木である。 ● 侵入木であっても、一部樹木が植栽木と併せて針広混交林の造成を目指し育成していく場合、育成していく一部樹木は主林木となり不用木に当たらない。この場合、森林所有者の森林の育成方針を明確にする必要があることから、森林経営計画の森林経営に関する長期の方針並びに森林の現況及び伐採計画等の小班の摘要欄にその旨を明記するとともに、受委託契約書の事業基準等にも明記すること。 |
| 除 伐 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不用木の除去は、原則全て除去すること。 <p>ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。</p> |
| 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不良木の淘汰を実施した場合、伐採率20パーセント以上とする。 <p>※侵入木での主林木を伐採率にカウントできる胸高直径は6センチメートル以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不用木だけの伐採では補助対象とならない。 ● 天然林で、伐採率にカウントできる主林木の胸高直径は6センチメートル以上とする。 ● 天然林における伐採対象木は、立て木（樹幹が通直で枝下高が4メートル以上あり、着葉量も多くかつ上層林冠を形成しているもの）の育成の支障となる林木、あばれ木、被害木、過熟木及び形質不良木等とする。（更新伐における列状等の伐採及び整理伐は除く。） |

(9) 除伐について

- ① 補助対象齢級の下限は2齢級とする。
- なお、2齢級の除伐を行った事業主体は、11年生（3齢級）となる前に除伐を実施しなければならなかった理由を整理し、理由書を交付申請書に添付するものとする。
- ② 既に複層林となっている林分で、最下層木の区域内のみ施業を行う場合は、施業を行う区域を実測したうえで実施するものとする。

(10) 保育間伐について

- ① 補助対象齢級の下限は2齢級とする。

なお、2 齢級の保育間伐を行った事業主体は、11 年生（3 齢級）となる前に保育間伐を実施しなければならなかった理由を整理し、理由書を交付申請書に添付するものとする。

- ② 12 齢級を超える林分において行う保育間伐について、平均胸高直径 18 センチメートル未満とは、伐採しようとする不良木の平均とする。

なお、天然林（侵入木含む）を主林木とする場合は、胸高直径 6 センチメートル以上の立木をカウントするものとし、事業主体等が事業着手以前に現地調査を実施し、調査結果として作成された平均胸高直径調査表の写しを森林整備事業事前計画書及び交付申請書に添付するものとする。

また、（総合）振興局においては、提出された当該森林について確認が必要な場合は、現地調査を実施することとする。

- ③ ②の現地調査地の設定は、6 の(2)と同様とする。

- ④ 伐採木の玉切り及び枝払いは、次によるものとする。

ア 玉切り及び枝払いのそれぞれについて、伐採木本数の概ね 80 パーセント以上実施していること。

イ 元口直径 10 センチメートル以上のものについては、全て玉切りを実施していること。

ウ 伐採木については、原則、搬出していないこと。

- ⑤ 気象害等の被害を受け不良木となったものについては、二次災害や病害虫の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から被害木除去または被害木等の搬出を行うことができる。

ただし、被害木本数の 80 パーセント以上実施していること。

- ⑥ 既に複層林となっている林分で、最下層木の区域内のみ施業を行う場合は、施業を行う区域を実測したうえで実施するものとする。

(11) 間伐について

- ① 補助対象齢級の下限は 3 齢級とする。

- ② 伐採率の上限は、材積率で 35 パーセントとする。

- ③ 1 ヘクタール当たりの平均搬出材積が 10 立方メートル未満となる間伐において、玉切り及び枝払いを実施する場合は、次によるものとする。

ア 玉切り及び枝払いのそれぞれについて、伐採木本数の概ね 80 パーセント以上実施していること。

イ 元口直径 10 センチメートル以上のものについては、全て玉切りを実施していること。

(12) 更新伐について

実施に当たっては、事前に現地確認等を行い、その必要性及び今後の森林の育成方針について十分に検討・整理を行うと共に、市町村森林整備計画において「複層林施業を推進すべき森林」に位置づけられた森林で、森林経営計画に基づいて行う場合は、「公益的機能別森林施業の実施に関する基準」を遵守するものとする。

また、かき起こし又は刈出しにより更新を確保する場合にあつては、当該事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までに、事業主体が「天然更新完了基準書（平成 26 年 3 月 14 日（改正）」に基づき天然更新の完了の確認調査を行うものとし、天然更新調査野帳、天然更新判定表、写真を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に報告するものとする。

なお、確実な更新が図られていないと総合振興局長等が判断した場合は、自力により必要な

補植等の作業を行うものとする。

① 天然林整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として行う天然林整理伐については、次のとおりとする。

ア 施行地の選定

放置された粗悪林や疎開林等で、そのままでは優良な天然林に移行できない林分で実施するものとする。

イ 施行方法

(ア) 小面積での伐採等により急激な攪乱を避けるなど森林の公益的機能の維持に留意すると共に母樹になり得る有用な広葉樹については保残を図るものとする。

(イ) 全面的に不良木の除去等を行う場合にあっては、伐採率はおおむね7割とする。

(ウ) 帯状やモザイク状の伐採と残置部分における不良木の除去等を併用して行う場合にあっては、帯状やモザイク状の1伐区を概ね3ヘクタール以下とするとともに、伐採率は全体でおおむね7割とする。

(エ) 樹下植栽を行う場合は、広葉樹を植栽するものとする。

(オ) かき起こしや刈出しにより更新を図る場合は、施行面積に対するかき起こしや刈出しの実施面積の面積割合は、概ね伐採率以上であること。

また、かき起こしや刈出しの実施面積の区域は、施行地の一部にのみ偏っていないこと、及び実測により算出することとする。

② 人工林整理伐

人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う人工林整理伐については、次のとおりとする。

ア 施行地の選定

複数の樹冠層で構成する森林に誘導できる、一定のまとまりがある森林で実施するものとする。

イ 施行方法

(ア) 樹下植栽を行う場合は、広葉樹を植栽するものとする。

(イ) かき起こしや刈出しにより更新を図る場合は、施行面積に対するかき起こしや刈出しの実施面積の面積割合は、概ね伐採率以上であることとする。

また、かき起こしや刈出しの実施面積の区域は、施行地の一部にのみ偏っていないこと、及び、実測により算出することとする。

(ウ) 上層木の残存本数はヘクタール当たり、おおむね200本以上とする。

(エ) 帯状等の伐採を実施する場合の伐採幅は、事業を実施する林分の樹高の2倍程度を上限として、その残し幅は、伐採幅と同程度以上とする。

③ 長期育成循環施業

10 齢級以上の人工林において、森林を健全な状態に維持するための密度管理を適切に行うと共に、下層木の導入・育成を行い、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ資源の循環利用を目的として行う長期育成循環施業については、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知）によるほか、次のとおりとする。

なお、市町村が事業主体として事業を実施する施行地が、「多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域」として森林環境保全整備事業計画に明示されていない場合にあっては、長期

育成循環施業の実施に係る協定等に準じた様式で長期育成循環施業の実施についての第2の2に基づく事項を定め、総合振興局長等に提出するものとする。

ア 施行方法

(ア) 共通

- a 上層木の残存本数はヘクタール当たり、おおむね200本以上とする。
- b 原則、樹下植栽とするが、更新が良好で稚樹の発生が認められる林分でかき起こしや刈出しにより更新を図る場合は、施行面積に対するかき起こしや刈出しの実施面積の面積割合は、概ね伐採率以上であることとする。

また、かき起こしや刈出しの実施面積の区域は、施行地の一部にのみ偏っていないこと、及び、実測により算出することとする。

(イ) 個別林分型

伐採方法は定性又は列状を基本とするが、早期に下層植生の確保が可能な箇所や緩傾斜地等伐採が水土保持機能の発揮に与える影響が少ないと見込まれる場合であって、部分的に帯状、群状の伐採を実施する場合の伐採幅は、事業を実施する林分の樹高の2倍を上限として、その残し幅は、伐採幅と同程度以上とする。

(ウ) モザイク林誘導型

群状の伐採を実施する場合の伐採幅は、事業を実施する林分の樹高の2倍を上限として、その残し幅は、伐採幅と同程度以上とする。

- (13) 伐木や伐採木を林外へ搬出する際には、必要に応じて鋼板、杭等を使用するなどにより残存木の損傷低減に努めること。

8 枝打ちについて

(1) 高さ

- ① 枝打ちの高さは、樹高の3分の1から2分の1程度を目安にする。
- ② 枝打ちの上限は、要領及び運用に定めるものを除き、地上からおおむね8メートルとする。
- ③ 1回の枝打ちの幅は、2メートル以上とする。

(2) 枝打ちの本数

要領及び運用に定めるものを除き、単層林にあつては、おおむね500本/ヘクタール以上かつ本数率でおおむね30パーセント以上、複層林にあつては、おおむね200本/ヘクタール以上かつ本数率でおおむね30パーセント以上とし、将来立て木になるものを中心に実施する。

(3) その他

枝打ちは、その目的及び対象木等の生育状況に応じ、必要な場合適期に実施するものとする。枝打ちの回数は、その目的を考慮して決定するものとする。

9 樹下植栽等について

- (1) 補助対象樹種及び樹種対象地域は要領及び別に定める樹種規定を準用し、植栽本数はヘクタール当たり500本以上とし、補助対象は2,000本を上限とする。
- (2) 2回目以降の植栽については、最下層木が3齢級以上の場合、事業を実施することができるものとする。
- (3) 天然林内への植栽にあつては、良好な成長をしている林分において、孔状裸地のある林分や天

然更新木の発生が少ない林分とする。

- (4) また、天然林内のかき起こしにあつては、更新が良好で稚樹の発生が認められる林分又は地表処理等により稚樹の発生が可能な林分とする。

10 森林作業道整備について

- (1) 森林作業道の改良又は復旧は、原則、要領第1の1の(1)のア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものとする。
- (2) 事業主体は、森林作業道の開設、改良又は復旧後は計画的、効率的な施業を実施する上から路網の管理が重要となるので、別紙3に基づき「森林作業道台帳」及び「開設位置図」を作成(更新)し、整備すること。

また、作成した「森林作業道台帳」及び「開設位置図」を(総合)振興局に提出するものとする。

11 機械地拵について

機械地拵を行う場合は、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 別紙4「機械地拵について」により、地形の状況、作業の方法等に応じて、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分配慮するものとする。
- (2) ブルドーザー又はバックホウの重量は13トン以下とし、レーキ板などのアタッチメントを積極的に使用し、はぎ率は施行区域面積の50パーセント以下に努めるものとする。
- (3) 人家近くや、飲料水に供する河川(沢水)の汚染が懸念される施行地にあつては、機械のみによる作業は避け、刈払機との組み合わせの作業とすること。
- (4) 機械地拵の実施に当たっては、条の方向、使用機種、使用アタッチメント等の作業仕様及び保全の趣旨を、現場代理人、オペレーターに周知徹底すること。

12 その他について

- (1) 森林整備事業に係る森林作業道実施基準は、別に定めるものとする。
- (2) 防鼠溝については、植栽と一体的に実施するほか、付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備として実施することができる。

このほか、鳥獣害防止施設等の整備については、別に定めるものとする。

- (3) 農地との競合を避けるため、農地転用による造林地を補助対象にするときは、地元農業委員会等との連絡を緊密にして決定するものとする。

併せて、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づく各計画の変更等について、地元市町村と事前に協議するものとする。

- (4) 補助事業に係る森林所有者は、補植及び保育等成林に必要な保育管理を行う義務があることから、保育管理の一環として森林保険制度を活用するなどし、適正に施行地の管理を行うものとする。
- (5) 森林整備事業の実施に当たり事業主体(市町村、森林組合等)は、境界を誤って無断伐採などを行うことがないように施行地と隣接する土地所有者と事業実施に関する情報の共有化を図り適切な対応を行うものとする。
- (6) 森林所有者との森林整備に係る受委託契約書等は、原則として自筆署名によるものとする。

別紙 1

森林整備に係る事業細目読替表

| 事業の 区 分 | 事業区分 | 事業の種類 | 読替後の事業細目 |
|------------|------------------------------|------------------|-------------------|
| 森林空間総合整備事業 | 共生環境整備 | 樹木等の植栽 | 人工造林 樹下植栽等 |
| | | 雑草木の除去 | 下刈 |
| | | 不用木の除去 不良木の淘汰 | 除伐、保育間伐 間伐、更新伐 |
| | | 枝葉の除去・枝払い | 枝打ち |
| | 林内歩道等整備 (長期間継続して使用される作業道) | 森林作業道 | 森林作業道 |

下刈り実施判断の基準【スギ】

◆当該基準は、当年の春に現地調査する前提の基準。

○優勢木が8割未満

● 優勢木 (C1, C2)

● 被圧木 (C3, C4)



実施する

○優勢木が8割以上であっても、夏以降に、雑草木（ササ類、草本類など）に追い越されて優勢木が8割未満となる見込みがある場合

春の確認時点



確認時点で優勢木が8割以上

夏以降の見込み①



雑草木に追い越されて、優勢木が8割未満となる見込み※

※雑草木の最大高さのみではなく、種類や密度等、植栽木との競合度合いも踏まえて判断すること。

夏以降の見込み②



下刈りを実施しなくても、夏以降も優勢木が8割以上である見込み

実施する

実施しない

● 優勢木：C1, C2

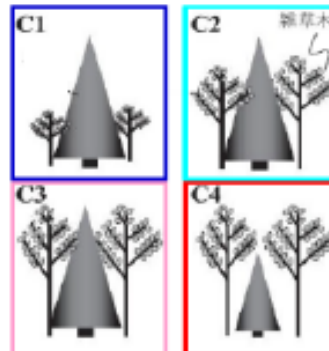
● 被圧木：C3, C4

C1：植栽木の樹冠が周辺の雑草木から半分以上露出している。

C2：植栽木の樹冠の半分以上が周辺の雑草木に覆われているが、樹冠は露出している。

C3：植栽木と雑草木の樹冠がほぼ同じ高さにある。

C4：植栽木が雑草木に完全に覆われている。



下刈り実施判断の基準【スギ以外】

◆当該基準は、当年の春に現地調査する前提の基準

○優勢木が8割未満

● 緑：優勢木 (C1)
● 赤：被圧木 (C2, C3, C4)



実施する

○優勢木が8割以上であっても、夏以降に、雑草木（ササ類、草本類など）に追い越されて優勢木が8割未満となる見込みがある場合

春の確認時点



確認時点で優勢木が8割以上

夏以降の見込み①



雑草木に追い越されて、優勢木が8割未満となる見込み※

※雑草木の最大高さのみではなく、種類や密度等、植栽木との競合度合いも踏まえて判断すること。

夏以降の見込み②



下刈りを実施しなくても、夏以降も優勢木が8割以上である見込み

実施する

実施しない

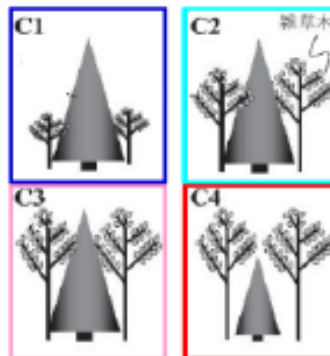
● 優勢木：C1
● 被圧木：C2, C3, C4

C1：植栽木の樹冠が周辺の雑草木から半分以上露出している。

C2：植栽木の樹冠の半分以上が周辺の雑草木に覆われているが、樹冠は露出している。

C3：植栽木と雑草木の樹冠がほぼ同じ高さにある。

C4：植栽木が雑草木に完全に覆われている。



別紙3

森林作業道台帳及び開設位置図の作成について

I 森林作業道台帳

- 1 作成者 事業主体で作成し備え付けること。
- 2 年 度 西暦で記載すること。
- 3 台帳整理番号 市町村、年度毎に一連番号とすること。
- 4 事業の区分 補助事業名を記入すること。
- 5 接続道路名 当該作業道の接続道路名を記入すること。
- 6 作業道管理者 森林所有者、または別に管理者を定めている場合はその管理者名とすること。
- 7 施工者 開設した事業主体名を記入すること。
- 8 補助金受領経歴 補助金の受領に係る種別（開設・改良・復旧）・年度・延長・幅員、事業費、補助金額を記載すること。
- 9 計画と実績 当該作業道に係る本体事業の計画と実績を記入すること。
なお、計画・実績は随時更新すること。
 - (1) 造林種別 人工造林、除伐、保育間伐、間伐などを記入すること。
 - (2) 計画・実績 造林種別ごとの計画及び実績を記入すること。
 - (3) 受益者 受益者の住所及び氏名を記入すること。
- 10 図面番号 森林計画図の図面番号及び林小班を記入すること。
林 小 班
- 11 補修、災害等 開設後の補修の経過及び災害を受けた場合、その概要について記入すること。
- 12 保安林関係 当該作業道が保安林等にまたがる場合に記入すること。
 - (1) 種 別 保安林の種類を記入すること。
 - (2) 面 積 許可申請面積を記入すること。
 - (3) 所 有 者 当該保安林の所有者名を記入すること。
 - (4) 作業許可等 許可申請及び許可年月日を記入すること。
- 13 民地関係 造林補助事業で作設した森林作業道は記載不要
- 14 利用区域内の森林資源 造林補助事業で作設した森林作業道は記載不要
- 15 増減関係 造林補助事業で作設した森林作業道は記載不要

II 開設位置図

森林作業道台帳から市町村管内図に開設線形、台帳整理番号及び延長を記入し、森林作業道台帳綴りに備えておくこと。
また、年度をまたがっても同一管内図を使用すること。

年度 森林作業道台帳

【造林作業道】

| | | | |
|------------|--|-----|--|
| 振興局 森林室 | | 市町村 | |
|------------|--|-----|--|

| 台帳整理番号 | 路線名 | 所在地 | 事業の区分 | 開設延長 | 幅員 | 敷砂利の有無と敷幅 | 接続道路名 | 作業道管理者 | 施工者 | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|---------|-----|-----------|-----------|---------------------|-----|----|-------|-----|----|-----------|-----|---|--|
| | | | | m | m | | 起点 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | m | 終点 | | | | | | | | | | |
| 補助金受領経歴 | 種別 | 年度 | 延長 | 幅員 | 事業費 | 補助金額 | 計 画 と 実 績 | | | | 受 益 者 | | | | | | |
| | | 年度 | | | | | 造林種別 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 住所 | 氏名 | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | | | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | | | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | 図面番号 | 林小班 | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | 補修 災害等 | | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | | | | |
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | | | | | | | |
| 保安林関係 | 種別 | 面積 | 所有者 | 民 地 関 係 | | | | 利 用 区 域 内 の 森 林 資 源 | | | | | | | | | |
| | | | | 延長 | 面積 | 有償・無償 | 氏名 | 住所 | 備考 | 区分 | 面積 | | | 蓄積 | | | |
| | | | | | | | | | | | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | |
| | 作業許可等 | | | | | | | | | | 民有林 | | | | | | |
| | 申請年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増減関係 | 年度 | 現況延長 | 増減延長 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |

機 械 地 拵 に つ い て

1 機械地拵とは

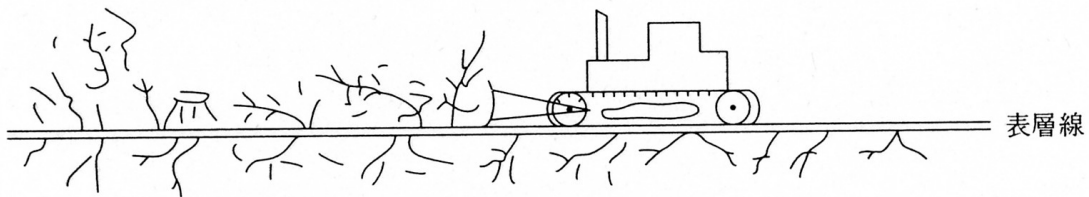
ブルドーザー又はバックホウ等を用いて行う枝条や地床植物等の整理及び除去をいう。

2 押しの定義

押しとは、排土板又はレーキ板等を用い苗木の植栽を容易にするため、地表の支障物の除去又は表層土の耕耘等で、表層土を移動させない行為をいう。

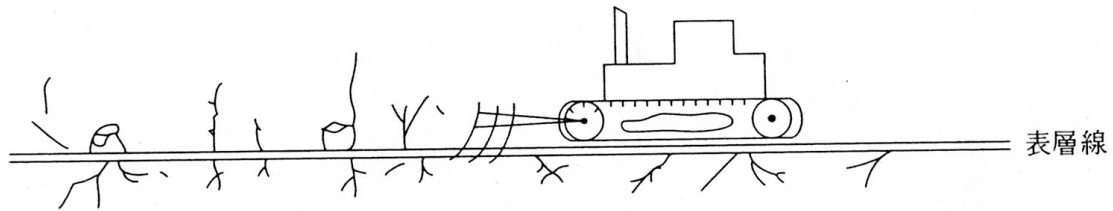
(1) 地表の支障物を除去する場合

(枝条等の整理)



(2) 表層土を移動させず、雑草木、ササ等を除去する場合

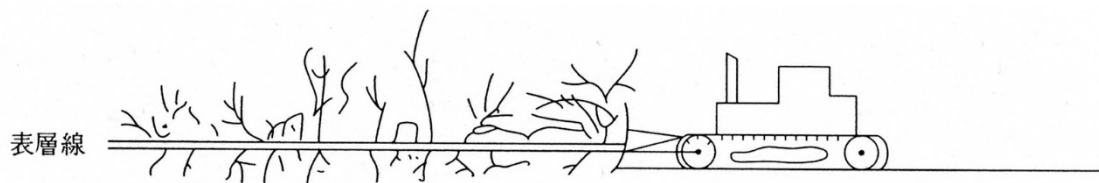
(レーキ板使用)



3 はぎの定義

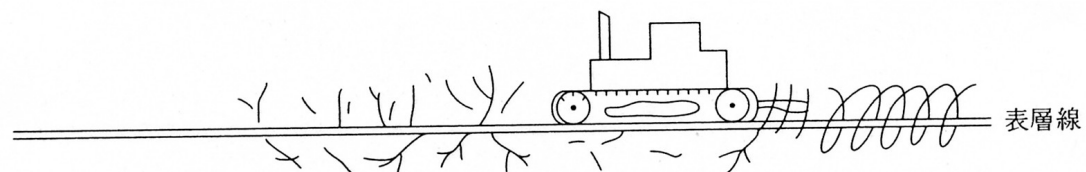
はぎとは、前記2と同様の目的で、表層土を移動させる行為をいう。

(1) 表層土を移動する場合



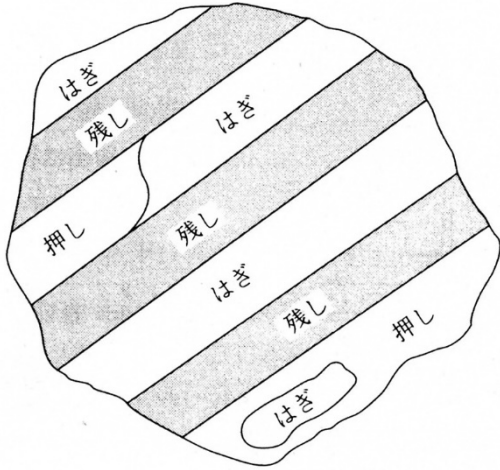
(2) 表層土を耕耘する場合

(表層土は移動しない)



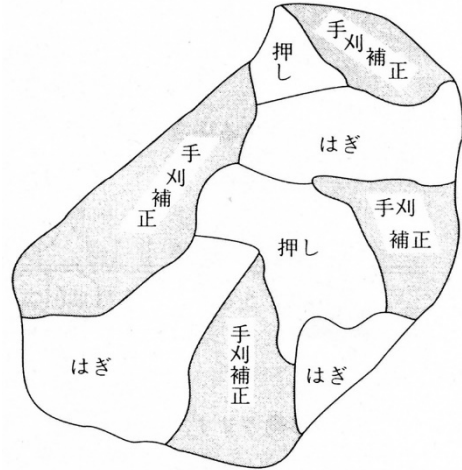
4 はぎ率の計算

(1) 条押し



$$\text{はぎ率} = \frac{\text{はぎ面積}}{\text{残し面積} + \text{押し面積} + \text{はぎ面積}}$$

(2) 全押し



$$\text{はぎ率} = \frac{\text{はぎ面積}}{\text{押し面積} + \text{はぎ面積} + \text{手刈補正面積}}$$